

## 一般社団法人いしかわゆめ福社会 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 5年 10月 1日～令和 10年 9月 30日までの 5年間

### 2. 内容

目標1：令和8年3月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

#### <対策>

- 令和5年10月～ 所定外労働の現状を把握
- 令和6年 4月～ 社内検討委員会での検討開始
- 令和6年10月～ ノー残業デーの実施  
管理職への研修（年1～2回）及び社内報などによる社員への周知（毎月）

目標2：令和7年年度に、年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする。

#### <対策>

- 令和5年10月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和6年 4月～ 社内検討委員会での検討開始
- 令和7年 4月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始

目標3：令和9年3月までに、子の看護休暇制度を拡充する（子の対象年齢の拡大、育児・介護休業法の規定を上回る日数付与、いわゆる「中抜け」（就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び戻ること）で取得できる制度など）。

#### <対策>

- 令和6年10月～ 社員へのアンケート調査、施設内検討開始
- 令和7年 4月～ 理事会および労組との検討開始
- 令和8年 4月～ 制度の導入、社内報などによる社員への周知